

韓国忠清北道・忠清南道における 住民自治センターの施設更新の要因について

日大生産工（研究員）○若竹 雅宏 日大生産工（院）金兵 祐太
Coral & Fish 金 潤煥 近畿大・産業理工 井原徹 日大生産工 広田直行

1. 研究の背景と目的

韓国の住民自治センター（以下自治センターとする）は、1999 年から 2002 年の間に 1700 館を超える施設が全国一斉に設置された経緯をもつ。これら施設の多くは、他の公共施設を転用することによって設置されている。現在、自治センターは、施設設置後 15 年余りが経過しているが、この間においても施設の更新が行われている。

一方日本では、高度経済成長期に整備された施設の多くが、設置後半世紀近くが経過したこともあり老朽化による施設更新の時期を迎えている。施設の更新については、その方法にもよるが多額の費用が必要とされる。このため施設更新費の削減とそれを前提とした公共施設の再編が日本の自治体での大きな課題となっている。

本研究は、施設更新の実施事例が多い韓国の自治センターに着目し、施設更新の方法に加えてその要因について明らかにすることで、日本での公共施設再編に対する方法論を構築していく上での基礎的知見を得る事を目的としている。このうち本稿では、施設の実態調査と分析から、施設更新の要因について明らかにすることを目的とする。

2. 研究の方法

2.1 研究の対象

研究の対象は、韓国忠清北道および忠清南道に設置されている自治センターとする。

忠清北道および忠清南道は、韓国の広域自治体の「道」に該当する。韓国には、現在「特別市」、「特別自治市^{注1}」、「広域市」、「特別自治道」、「道」の5つの広域自治体がある。筆者らは、これまでに「特別自治市」と「道」を除く3つの地域の自治センターの実地調査を

行なっている。本報告では、未調査地域である「道」に着目する。

調査対象施設は、「コネスト韓国地図」^{注2}を用いてデータシート^{注3}に記載されている施設の住所と施設名称について検索を行ない、それらが一致しない施設を施設設置後に変更があったものとして、対象地域全 45 施設のうち 23 事例を抽出する。このうち調査は、現地にて施設の存在を確認した上で調査協力が得られた 17 事例と調査対象施設では無いが、調査時に施設確認が出来たことから調査施設に加えた 2 事例の合計 19 事例について行ない、これら 19 事例を本稿での分析対象施設とする（表 1）。（調査日時：2015 年 8 月）

表 1 調査・分析対象施設の施設設置時の概要

事例 NO	施設名称	広域 自治 体	設置時の 整備方法	建設年	設置年	施設面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	対象人口 (人)
1	中央洞	忠清北道 清州市	転用	1994	2001	247.9	525.6	9181
2	城安洞		転用	1983	2001	244.6	601.7	10019
3	牛岩洞		転用	1973	1999	151.7	677.7	16839
4	内徳1洞		転用	1976	2001	33.1	330.6	13984
5	内徳2洞		転用	1983	2001	128.9	400	15450
6	大成洞		転用	1985	2001	317.4	661.2	14682
7	龍潭・明岩・山城洞		転用	1992	2001	188.4	588.4	4931
8	慕忠洞		転用	1992	2001	174.5	674.4	56951
9	山米・粉長洞		転用	1996	2001	238	952.1	49200
10	聖化・開新・竹林洞		転用	1983	1983	221.5	419.8	23433
11	福台1洞		転用	1978	2001	59.5	317.4	30560
12	福台2洞		転用	1992	2001	224.8	750.4	24802
13	佳景洞		転用	1996	2001	661.2	1510.7	37432
14	鳳鳴1洞		転用	1982	2001	254.5	618.2	13691
15	南一面		転用	1995	2000	776.9	1990.1	9043
16	温陽温泉1洞	忠清南道 牙山市	転用	1991	2002	300.8	479.3	8298
17	温陽温泉2洞		転用	1994	2001	783.5	1166.9	9550
18	新井洞		転用	-	-	59.5	462.8	20041
19	龍禾洞		転用	1988	-	185.1	446.3	15400

2.2 研究の方法

分析考察の手順を以下に示す。

- ①施設別の施設更新の状況を把握する。
- ②施設更新に関わる要因を把握するため、施設建設年、施設規模および人口の増減と施設更新の関係について分析を行なう。
- ③忠清南道・清州市（以下清州市とする）の

A Study on a Factor of Renewal of Facilities in KOREA,
CHUNGCHONGBUK-DO and CHUNGCHONGNAM-DO

Masahiro WAKATAKE, Yuta KANAHYO, Yun-hwan KIM,
Toru IHARA and Naoyuki HIROTA

施設整備基準と行政担当者へのヒアリングをもとに、施設更新に関わる基準について考察を行なう。

④以上から施設更新の要因について整理する。

なお本稿では、建築物において更新があった施設を施設更新が有る事例、更新が無かった事例を施設更新が無い事例とする。

3. 施設更新の実態

表2は、調査を行なった19事例について、実態調査と施設職員へのヒアリングをもとに、施設更新の有無とその方法について示したものである。

表2 分析対象施設の施設更新の内容

事例NO	施設名称	更新の内容	
2	城安洞	施設更新有	移転新築
3	牛岩洞		移転新築
4	内徳1洞		移転新築
5	内徳2洞		移転新築
6	大成洞 → 塔・大成洞		改築+名称変更
10	聖化・開新・竹林洞		移転新築
11	福台1洞		移転新築
14	鳳鳴1洞		移転新築
16	温陽温泉1洞 → 温陽1洞		移転新築
18	新井洞 → 温陽4洞	施設更新無	移転新築+名称変更
19	龍禾洞 → 温陽5洞		増築+名称変更
1	中央洞		変更無
7	龍潭・明岩・山城洞		変更無
8	慕忠洞		変更無※
9	山米・粉長洞 → 山南洞		名称変更
12	福台2洞		変更無
13	佳景洞		変更無
15	南一面		変更無
17	温陽温泉2洞 → 温陽2洞		名称変更

※2016年での建替が決定している

表2より、施設更新が有る施設は19事例中11事例、施設更新が無い施設は19事例中8事例となっている。

施設更新が有る11事例の更新方法についてみると、移転新築が9事例、改築および増築の場合がそれぞれ1事例となっている。施設更新の方法として別敷地へ移転して新築する方法が最も多いことが分かる。またこれら11事例のうち、建築の更新に加えて施設名称が変更されている施設は3事例ある。

一方施設更新の無い施設は8事例となっている。このうち建築的な施設変更は無いが施設名称の変更事例が2事例となっている。

以下に施設更新が有る11事例別に、調査時に行なった施設職員へのヒアリングから明らかになった施設更新に関わる事項について示す。

事例No.2 城安洞

施設は旧市街地で人口減少が起こっている地区に立地している。これより8つの洞を1

つの洞に、4つの洞事務所を1つの洞事務所にて再編し、2013年に現敷地に移転新築されている。旧施設は解体され駐車場となっている。

事例No.3 牛岩洞

旧施設は151.7㎡と規模が小さく手狭になったことから、2006年に別敷地に移転新築されている。旧施設は空き施設の後、現在は老人クラブとして利用されている。

事例No.4 内徳1洞

2003年に別施設に移転新築となる。旧施設は空き施設となっている。

事例No.5 内徳2洞

旧施設は128.9㎡と規模が小さく、手狭での活動の中、土地区画整理のため2009年に別敷地に移転新築となる。旧施設は解体後に道路となる。また、2014年の行政区の変更により地区が郡から区となっている。

事例No.6 大成洞→塔・大成洞

2つの洞を統合し現在の塔・大成洞となる。2008年に移転新築されている。

事例No.10 聖化・開新・竹林洞

2007年に聖化、開新、竹林の3つの洞が統合し現在の洞となる。開新洞と竹林洞には、自治センターが設置されていたが、洞の統合と同時に2007年に別敷地に移転新築となる。

事例No.11 福台1洞

自治センター設置前の1990年代に、地区の人口増加により福台1洞、福台2洞、佳景洞の3つに分洞される。旧施設は1978年の竣工で築30年以上が経過し老朽化していることから、2004年に別敷地に移転新築となる。

事例No.14 鳳鳴1洞

旧施設は築20年以上が経過しての老朽化に加え、施設規模が小さく手狭であったことから2006年に別敷地に移転新築となる。旧施設は図書館として転用利用されている。

事例No.16 温陽温泉1洞→温陽1洞

自治センターの設置後、2003年に温陽温泉洞から分洞され温陽温泉1洞に施設名称が変更となる。その後、2006年に休有地に移転新築となり施設名称は温陽1洞となる。

事例No.18 新井洞→温陽4洞

旧施設の老朽化のため、2012年に別敷地に健康文化センターとの複合施設として移転新築される。施設名は温陽4洞に変更されている。施設が立地する地域は、周辺に新都市が建設され人口増加が著しい地域となっている。旧施設は、運動再活（リハビリ）センターと

して転用利用されている。

事例 No. 19 龍禾洞→温陽 5 洞

2004 年 4 月と 8 月に別棟による増築が行われ、施設名称が温陽 5 洞に変更している。

以上の事例別における施設更新の概要から、施設更新に関わる主な要因は次の 3 つに集約できる。

①施設が老朽化している

②施設規模が小さい

③人口増減による洞の統合・分割による

そこで、これら 3 つの施設更新に関わる要因を分析項目として次章で分析を行なう。

4. 施設更新に関わる要因の分析

4.1 建設年と施設更新の関係

図 1 は、施設更新が有る事例別に、建物の建設年順に施設更新までの年数について示したものである。

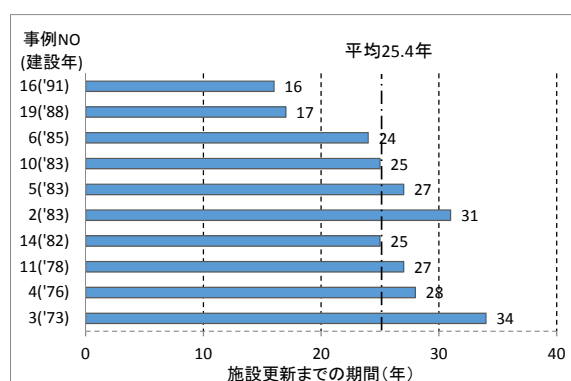


図 1 建設年順にみる施設更新までの期間

図 1 より、施設更新が有る事例は、事例 No. 16 を除き 1970 年、80 年代に建設されていることが分かる。建設年の古い事例で施設更新が行なわれていることが分かる。

次に施設更新までの期間についてみる。

その結果、施設更新までの期間は 16 年から 34 年となっており、平均で 25.4 年であることが分かる。このうち施設更新までの期間が 20 年未満である事例 No. 16, 19 は、いずれも忠清南道・牙山市の事例である。一方施設更新までの期間が 20 年を超えている事例は、いずれも清州市の事例となっている。施設更新までの期間に関わる基準について、自治体別の違いがあることが推察されるが、共通な点として建設年の古い事例において施設更新が行われていることがいえる。

4.2 施設規模と施設更新の関係

図 2 は、調査対象地域の全 45 施設の平均施設規模と分析対象施設とした 19 事例別の施設設置時の施設規模との関係について、施設更新の有無および建設年順に示したものである。なお調査対象地域の全 45 施設の施設規模の平均は 365.35 m^2 (標準偏差:238.53) となっている。また分析対象施設のうち、施設更新が有る 11 事例の施設規模の平均は 177.87 m^2 (標準偏差 99.46)、施設更新が無い 8 事例の施設規模の平均は 411.90 m^2 (標準偏差 275.66) となっている。

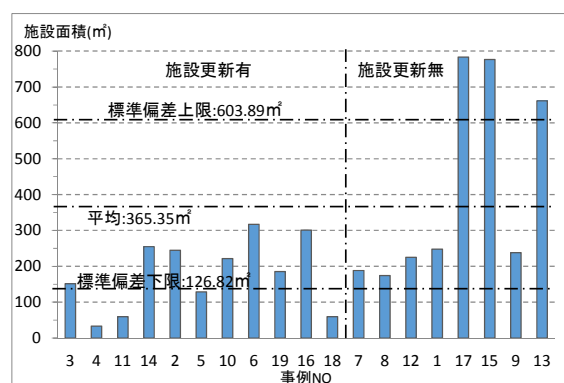


図 2 施設規模と施設更新の関係

図 2 より、施設更新が有る 11 事例についてみると、いずれの事例において全 45 施設の平均施設規模の 365.35 m^2 を下回っていることが分かる。このうち事例 No. 4, 5, 11, 18 の 4 事例は、標準偏差下限値の 126.82 m^2 を下回っており、施設規模が極端に小さいことが分かる。施設規模の小さい施設で施設更新が行なわれていることが分かる。

一方施設更新が無い 8 事例についてみると、事例 No. 13, 15, 17 の 3 事例は標準偏差上限値の 603.89 m^2 を上回っており、施設規模が極端に大きいことが分かる。しかしその他の 5 事例は、いずれも全 45 施設の平均施設規模を下回っており、施設規模による関係性はみることとはできない。

ここで施設建設年についてみると、施設更新の無い事例はいずれも 1992 年以降の建設となっている。これは、施設更新の有る事例の建設年次以降の建設となっている。建設された以降に建設されていることが分かる。

これらより施設規模が小さい事例のうち、建設年の古い事例において施設更新が行なわれている傾向があることが分かる。

4.3 人口の変化と施設更新の関係

図3は、清州市の事例別に、施設設置時と現在の施設の対象人口の差と施設更新の関係について示したものである。

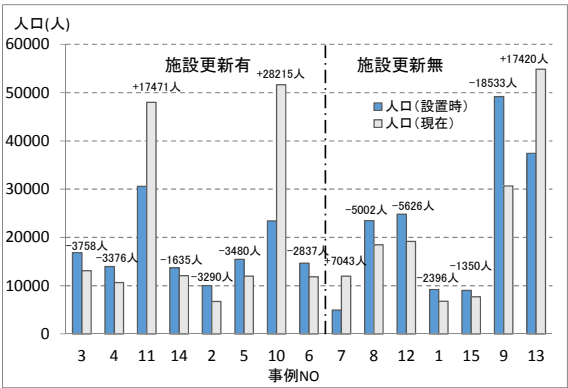


図3 施設設置時と現在の施設対象人口の差

図3より、事例No. 7, 10, 11, 15の4事例で施設の対象人口が増加し、それら以外の15事例で施設の対象人口が減少していることが分かる。施設更新の有無に関わらず施設更新と施設の対象人口との関係性は見られない。

ここで施設の対象人口が増加している4事例についてみると、施設更新が有る事例、施設更新の無い事例共にそれぞれ2事例となっている。このうち施設更新が有る事例No. 11では人口増加による分洞が行なわれ、事例No. 10では人口減少による洞の統合が行なわれている地区であることがヒアリングより明らかとなっている。これらは人口の変化による洞の統合・分割が行なわれた結果、施設更新が実施された事例といえる。今後、分析事例を増やしての詳細な分析が必要である。

5. 施設更新に関わる基準について

清州市では、施設整備に関わる基準として施設支援基準がある。ここでは施設支援基準と清州市役所施設担当者へのヒアリングをもとに施設更新に関わる要因について考察する。表3は清州市の施設支援基準について示したものである。

表3より、清州市での施設更新に関わる施設支援基準は、施設規模、施設の形態、施設空間の構成といった建築的側面が主な内容になっていることが分かる。これら基準を満たしていない施設が施設更新の対象となる。

一方これら基準に対して清州市での施設整備は、一つの洞に対して一つの自治センター

表3 清州市における施設支援基準の概要

項目	内容
敷地面積	駐車台数と建築基準面積に建ぺい率と法的造園面積から算定
建築面積	複合形態を基準として、職員数と自治プログラムの仕様人数から算定
建築の形態	別棟は廃止し複合建築とする
施設空間	倉庫、文書庫、ボランティア施設、駐車空間、休憩空間などの施設を未整備施設から設置
予備軍本部の統廃合による施設空間面積の調整	勤務空間及び倉庫を設置

を設置する事を基本として、①分洞などの洞の再編があること、②建設年が古いこと、③施設支援基準によること、の順に進めていることが行政担当者へのヒアリングから明らかとなった。

つまり清州市での施設の更新は、施設基準といった制度的側面よりも、洞の再編（地区）といった地域的側面や施設の老朽化といった建築的側面にその要因があることが分かる。

6. まとめ

実態調査および施設更新に関わる要因分析から、韓国忠清北道および忠清南道における施設更新には、建設年、施設規模、洞の再編、人口の増減、施設支援基準が関係していることが明らかとなった。

以下に明らかとなった施設更新に関わる要因について示す。

- ①施設の建設年が1980年代までの施設で、特に築年数が20年以上の施設において施設の更新が行なわれていることから、施設の築年数が施設更新の要因となっている（建築的要因）。
- ②施設規模を基準とした施設更新に関わる規定は無いが、施設規模の小さい施設での施設更新の傾向がみられ施設更新の要因となっている（建築的要因）。
- ③施設の対象人口の変化と施設更新の関係性は見られないが、人口の変化とそれに伴う洞の統合・分割が、施設更新の要因となっている（地域的要因）。
- ④施設支援基準を満たしていない施設を優先的に更新していく制度的基準はあるが、施設更新に関わる要因としての優先度は低い（制度的要因）。

【注】

*1 2012年7月1日に、忠清南道旧燕岐群、同道公州市の一部と忠清北道清原郡の一部が合併して、世宗特別自治市が発足。
*2 日本語版の韓国地図サイト (<http://map.konest.com/>)。
*3 韓国行政自治部「全国住民自治センター運営現状集Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を筆者らが翻訳したもの。